訓　令　第　　３　　号
令和　８年１０月２６日

職　員　　各位

町　　長

職員の勤務時における服装について

この度、公務の効率化と省エネルギーの推進を図るため、年間を通じて職員一人ひとりの状況に応じた働きやすい服装による勤務を令和８年 11 月１日から可能とします。

全職員は、目的を理解し、取り組んでいただきますよう周知します。

〈対象職員〉

全職員（会計年度任用職員等を含む。）

〈取り組み内容〉

職員一人ひとりの自主性を重んじ、ノーネクタイ、ノージャケット等（ネクタイ、ジャケットの着用を一律に禁じるものではありません。）、働きやすい服装での勤務を通年で可能とします。

〈留意事項〉

- 公務員として節度や品位を保ち、町民をはじめ相手方に不快感を与えない清潔感に配慮した服装を心がけること。
- 軽装勤務を実施していない企業や自治体もあることから、ＴＰＯ（時・場所・場面）や業務内容を適切に判断し、ふさわしい服装を選択すること。なお、議会、対外的な会議及び外部への出張時などは、必要な場面でジャケットやネクタイを着用するなど、適宜、適切な服装を着用すること。
- 個人の判断に委ねる部分が大きくなるが、迷った際は「その服装で町民や来庁者に不快感を与えないか」を基準とすること。
- 本取り組みは服装を強制するものではなく、従来のスーツスタイルでの勤務も何ら問題はないこと。

〈服装のガイドライン〉

※　本例は、あくまでも一例であり、原則、川西町職員として品位を損なわない服装を基本とすること。

○　総則

・　ネクタイ・ジャケットの省略は可とする。
・　推奨色は、黒、白、グレー、紺（ネイビー）、茶（ブラウン）、ベージュなどの落ち着いた単色ベースのものとする。
・　状態は、汚れや破れ、底のすり減りなどがなく、清潔感があるものとする。

○　推奨する服装・履物の例

・　トップス
ジャケット、カーディガン、セーター、フリース、ベスト、襟付きシャツ、タートルネック、ポロシャツ、ブラウス（襟あり・襟なし）、ニット

※　トレーナー、パーカー（フード付き衣服）・ジャージは、運動行事や屋外活動等、機能性が重視される業務に限り、着用可とする。
※　襟なし上衣（Ｔシャツ等）は、単体での着用は控え、着用時はジャケットやカーディガン等を羽織ること。
※　作業着は、作業（活動）をする際の安全性の向上や汚れ等に対して着用する衣服であることに留意し、室内では清潔な状態で着用すること。

・　ボトムス
スラックス、チノパン（綿パン）、テーパードパンツ（きれい目を含む）、スラックス等に準ずるスカート

・　靴
革靴、パンプス、ローファー、派手すぎない色の清潔なスニーカー

○　推奨しない服装・履物の例

・　ジーンズ（デニム素材）
すべてのジーンズ、デニムシャツ、デニムスカート等

・　派手なスニーカー

蛍光色（ネオンカラー）、原色（真っ赤、真っ青など）、過度な多色使い（マルチカラー）、大きな柄や装飾が入ったもの、スポーツ・アウトドア用として特化したデザインのもの

・　カジュアルすぎる服

スウェット、ハーフパンツ、過度に太いズボン、Ｔシャツ単体（ジャケットやカーデガン等のインナーとしては可）、過度な露出（タンクトップ等）

・　その他の履物

ビーチサンダル、ミュール、ロングブーツ

※　スリッパ、サンダルによる接客は避け、執務室内に限り可とする。

以　上